

浜田市告示第 136 号

浜田市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 26 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

浜田市地域総合整備資金貸付要綱（平成 17 年浜田市告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「以上」の次に「(設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合にあっては、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数)」を加え、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 1 項中「おおむね 300 万円」を「100 万円」に、「10 億 5,000 万円」を「20 億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「35 パーセント」を「50 パーセント」に改め、同条第 3 項中「当該対象事業」を「当該貸付対象事業」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「20 億円」とあるのは「30 億円」とし、第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」とする。

第 5 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「20 億円」とあるのは「30 億円」とし、第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」とする。

第 8 条中「15 年」を「20 年」に改める。

第 13 条第 1 項第 2 号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関」を加える。
附則に次の 1 項を加える。

（過疎地域等における貸付額の特例）

3 令和 13 年 3 月 31 日までの間における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示

された過疎地域（過疎地域とみなされる区域を含む。）において実施される貸付対象事業（第 5 条第 4 項及び第 5 項に該当する場合を除く。）に係る第 5 条第 1 項及び第 2 項の適用については、同条第 1 項中「20 億円」とあるのは「24 億円」とし、同条第 2 項中「50 パーセント」とあるのは「60 パーセント」とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。